

## 仙台市における市町村行動計画等への対応について

国が、新・放課後子ども総合プランの中で、「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」とする 10 項目は、参考 1 『新・放課後子ども総合プラン』について（通知）」P5 に記載のとおり。

現在、本市においては、市町村行動計画等に位置づけられ、令和 2 年度からの 5 年間で新たな計画期間とする「仙台市すこやか子育てプラン 2020」を策定中であり、当該 10 項目については、下記のとおり対応する予定となっている。

①の放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量については、仙台市すこやか子育てプラン 2020 では、令和 2 年度から 6 年度の 5 年間で計画期間としており、各年度において量の見込みと確保方策を定めることとされているため、目標事業量を掲載予定としている。

また、②～⑩の 9 項目については下表のとおり掲載予定だが、実効性を高めるための具体的な内容や方策等については令和元年度の運営委員会にて協議いただき、実施方針として策定する。

○「仙台市すこやか子育てプラン 2020」（中間案）に掲載予定のうち、市町村行動計画等に盛り込むべき項目に関連するもの

No.	事業名	事業概要
1	放課後児童健全育成事業の推進	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る 児童クラブが行う育成支援については、利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を深めるため、運営委員会や保護者説明会等を通じて、取組み内容等の周知を推進する また、児童館児童クラブ事業については、ニーズに対応するため、平日は、引き続き 19 時 15 分まで延長して実施する
2	放課後子ども総合プラン推進事業	国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿い、放課後等の子どもたちの安全な居場所の確保・充実を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を推進する 実施にあたっては、教育委員会との緊密な連携のもと、双方の事業者が互いの活動プログラムの情報共有や他方の事業への参加・協力、共同行事の企画・運営等に連携して取り組む また、活動場所として小学校教室等の積極的活用に努めるなど、教育委員会との定期的な情報交換等を行いながら取り組む 上記方針のもと、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に実施している既存の 4 箇所について引き続き事業の充実を図るとともに、その他の箇所についても両事業の連携を推進する
3	放課後子ども教室推進事業	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所（活動拠点）を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する 事業の推進にあたっては、実施の意向のある小学校区を調査、把握のうえ、計画的な整備に向けて地域の関係者等との調整を行う
4	児童館等要支援児受入れ事業	放課後児童健全育成事業の実施にあたり、障害等により支援を必要とする児童（要支援児）に適切に対応するため、職員体制の充実とスキルアップ、巡回指導の強化など事業の充実を図り、要支援児に対してより細かな配慮を行える体制づくりを進め、すべての利用児童の健全育成を促進する
5	児童館特別支援コーディネーター養成事業	児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細やかな支援や、保護者・関係機関等との協力・連携を適切に行うための研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図る

6	児童館等の職員 研修の充実	子どもの健全育成及び保護者に対し適切な支援が行われるよう、研修の充実に努め、職員一人ひとりの資質向上を図る
7	放課後児童支援 員等の人材確 保・処遇改善	新卒者に加え、保育士等の資格を持ちながら育児等の事情により勤務していない潜在的な有資格者の採用につなげるため、市主催の合同就職説明会の活用等を通じて求人支援を行うなど、人材確保に資する取組みを推進する 放課後児童支援員の確保・定着、キャリアアップを促進するため、経験年数や研修受講状況に応じて処遇改善を図る
8	児童館事業の充 実	健全な遊びを通して子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設として、児童クラブの開設や自由来館児童の受入のほか、地域に根差した子育て支援施設として、乳幼児親子の交流や子育て相談、幼児クラブの開設、子育てサークル等の育成等により、子育て家庭への支援の充実に図る 児童館運営委員会等を通じて、児童館の運営や活動状況等について地域住民や地域の関係団体への周知を推進し、地域関係者との連携・協力関係を築く

○市町村行動計画等に盛り込むべき 10 項目についての対応予定（まとめ）

	「新・放課後子ども総合プラン」に定める 市町村行動計画等に盛り込むべき内容	対応予定
①	放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	目標整備量を掲載
②	一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和 5 年度に達成されるべき目標事業量	No.2 に盛り込み
③	放課後子供教室の令和 5 年度までの整備計画	No.3 に盛り込み
④	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	No.2 に盛り込み
⑤	小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	No.2 に盛り込み
⑥	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	No.2 に盛り込み
【新】⑦	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	No.4、5、6 に盛り込み
⑧	地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	No.1 に盛り込み
【新】⑨	各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	No.6、7 に盛り込み
【新】⑩	放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	No.1、8 に盛り込み